

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

松原市立松原小学校

1. いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) 基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

一方で「いじめ」は、どこの学校や学級、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめはおこる」という前提に立って考える必要がある。日頃から児童の様子を丁寧に観察することで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行っていく。

学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ちがいを認め合い、自分も友だちも共に大切にできる子どもを育てる」ことを重点目標に、下記の4つ視点を大切にしながら仲間とつながる集団づくりに取り組んでいる。

- ・人の気持ちを受け止め、考えていける感性を育てる。
- ・人とのつながりを大切にし、互いに分かり合える人間関係を作る。
- ・一人ひとりのちがいを認め合い、互いを尊重しあえるつながりを作る。
- ・人権の大切さを学び、自分の将来(生き方)について考える。

とりわけ、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等が学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名 いじめ対策委員会

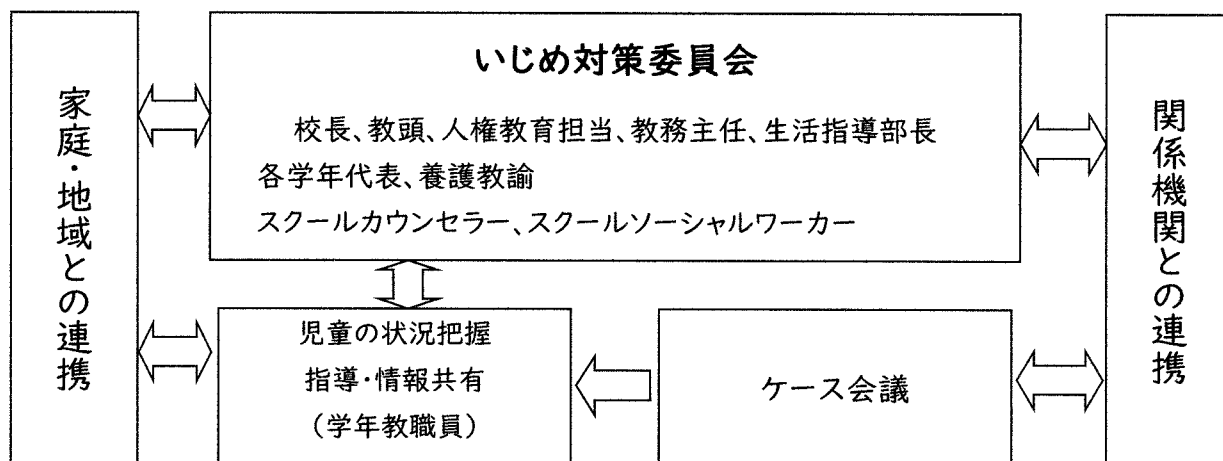
②構成員

校長、教頭、人権教育担当、教務主任、生活指導部長、各学年代表、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ※事案により柔軟に編成する。

③組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ その他

④組織図及び指導体制:相談窓口の担当者(人権教育担当)(学年代表)



⑤取組み状況の把握と検証(PDCAサイクル)

定例のいじめ対策委員会を開催し、取り組み計画の立案、進捗状況の把握や計画の見直しを行う。

いじめ事案の発生時には、緊急対策委員会を開催し、必要に応じて教育委員会や関係諸機関と連携し、事案解決にあたる。

3. いじめ防止に関する基本的な考え方～「未然防止」と「早期発見」

(1) 基本的な考え方

いじめ問題においては「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む事が最も重要である。そのためには、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築く中で、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことで、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

(2) 未然防止、早期発見のための取組み

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

① 子どもがつながり合う集団（安心して学習したり遊んだりできる集団）をめざして

～未然防止～

インターナショナルセーフスクール（ISS）の活動に取り組み、「こころと体のけがの防止」を大切に、児童の主体的な活動を通して、自分自身を価値ある大切な存在と認め、「自尊感情」「自己有用感」を感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組む。

- 6月を「仲間づくり月間」として、学校ぐるみで学級集団・学年集団づくりを進める。
- 様々な学校行事に、友だちとともに取り組むことを通して、友だちの良さや頑張りを知らせていく。
- 一つひとつの取り組みを成功させることで、子どもたちに達成感を持たせたり、褒められたりする場面を多くし、自己肯定感、自己有用感を高める。
- 全ての学年、全ての児童部会が年に一度、取り組みなどの発表の場をもうける。
- 学年行事を充実し、子どもたちが活躍できる機会をもつ。
- 終わりの会などの時間などを利用して、友だちの良さや頑張りを共有していく。

② 子ども理解のために

～早期発見～

いじめ、またはいじめの可能性のある事象について、早期に発見し、早期に対応していくために、以下の取り組みを進める

- 子どもたちとともに遊ぶことや、遊んでいる様子を見守ることを心がける。
- 日記や作文などを活用し、子どもたちの気持ちをつかむ機会をふやす。
- 日常の子どもたちの様子について、学年内や関わっている先生との間で普段から知らせ合い、十分な話し合いを持つ。
- 職員朝会等の時間を通して、個々の児童や学級・学年集団の様子を全体化していく。
- 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握および児童がいじめを相談しやすい体制の整備

4. いじめ認知後における早期対応の取り組み

(1) 基本的な対応

ア) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

イ) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認に際しては、必ず複数で対応する。

ウ) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

エ) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会い、より丁寧に行う。

オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められたときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談し、対応方針を検討する。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

イ) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全と健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として

行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

- イ) 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ウ) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

5. ネット上のいじめへの対応

- ア) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- イ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ウ) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

6. 緊急・重篤な事案への対応

- ア) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ) いじめにより年間30日以上、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記のような重大ないじめが疑われる事案があったときは、いじめを認知した場合の対応に加え、被害児童に対する一層きめ細かな支援と加害児童に対するより毅然とした指導が求められる。さらに市教育委員会等の関係機関への報告及び助言の要請を行い、連携による解決と被害児童や保護者への支援を行うことが必要である。犯罪行為が疑われる場合は、警察への通報を含めた対応を検討する。また、再びいじめが起きることのないよう、当該事象についての指導後も継続的な観察や指導を行うことが重要である。

7. いじめの解消について

(1) いじめ解消の判断

次の要件が満たされていることをもって、いじめ解消の判断とする。これらの要件が満たされている場合であっても、いじめ対策委員会において必要に応じ、他の事情を勘案して慎重に判断する。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月程度継続していること。

イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童および保護者との面談等により、児童がいじめ行為による心身の苦痛を感じていないと確認できたとき。

(2) いじめ解消後

いじめが解消に至っていない段階においては、被害児童を徹底的に守り、その安心安全を確保することに努める。いじめ対策委員会は、解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、学校全体で支援内容や方法、役割分担など情報共有し、確実に取り組んでいく。

いじめ解消状態に至った段階においては、再発防止に努め、全教職員が被害児童および加害児童について、日常的に観察、情報共有し、必要に応じた支援や指導を続けていく。